証券コード：4257
2025年6月19日
（電子提供措置の開始日　2025年6月13日）

株 主 各 位

東京都中央区新川一丁目17番22号
エ ヴ ィ ク サ ー 株 式 会 社
代表取締役社長CEO　瀧 川　　淳

臨時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。本臨時株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記当社ウェブサイトに「臨時株主総会招集ご通知」として掲載しております。

当社ウェブサイト　https://www.evixar.com/ir

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

上記のウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年7月3日（木曜日）午後6時までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1．日　　時　2025年7月4日（金曜日）午後3時（受付開始：午後2時30分）

2．場　　所　東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号
東京証券会館　9階 第8会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3．目的事項

決議事項

第1号議案　TOKYO PRO Marketにおける当社株式の上場廃止申請の件
第2号議案　定款一部変更の件（1）
第3号議案　定款一部変更の件（2）
第4号議案　取締役4名選任の件
第5号議案　監査役1名選任の件
第6号議案　取締役の報酬等の額設定の件
第7号議案　監査役の報酬等の額設定の件
第8号議案　資本金の額及び資本準備金の額の減少の件

４．　招集にあたっての決定事項

議決権行使書により議決権を行使される場合において、議案に対する賛否を表示されないときは、賛成の意思表示をされたものとして取り扱います。

以 上

~~~~~~

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、議事資料として、本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎　電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。

◎　株主総会の決議結果につきましては、決議通知の送付に代えて、同ウェブサイトに掲載いたします。
~~~~~~

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案　TOKYO PRO Marketにおける当社株式の上場廃止申請の件

当社は、2021年12月に東京証券取引所TOKYO PRO Market（以下、「TPM」という。）に当社普通株式を上場いたしました。上場当時は新型コロナウィルス感染症（COVID-19）の世界的な感染拡大の影響が長期化する状況下にありました。そのような中、株式上場に伴う社会的信頼性や認知度の向上により、優秀な人材を採用でき、既存事業の梃入れ並びに4つの「新技術」（①Webブラウザ対応、②用途追究「収益型ペンライト・グッズ開発」、③パッケージ化によるサービスの輸出入展開、④社会課題解決に関連する官公庁系助成）に取り組み、将来の成長に向けた積極的な投資を行いました。この取り組みが奏功し、2024年12月期の売上高は対前期比41.6%増、引続き2025年12月期も好調に推移しております。併せて、上場により迅速かつ多様な資金調達並びにコーポレート・ガバナンスの確立を図ることができました。TPMへの株式上場については更なる成長を図るための基盤又は手段として、当初の目的を一定程度果たしたと認識しております。

一方、現状においては、2025年3月31日付けで公表の発行者情報に記載のとおり、継続的な営業損失及び営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを計上し、純資産は債務超過の状態となっております。単年度損益の黒字化及び累積損失の解消を図るべく、より一層の収益基盤の強化及び収益規模の拡大が引続きの課題であります。新たな成長戦略の柱として2024年7月から総務省の「インターネット上の偽・誤情報対策技術の開発・実証事業」に取り組み、市場規模拡大が期待される生成AI（Artificial Intelligence、人工知能）分野における事業展開並びにビジネスモデルの確立に向けて注力しております。

かかる状況を踏まえ、成長戦略を大きく推し進めることが経営の最優先事項であり、非上場化によるコストの適正化を含め、収益構造の強化と経営体制の再編を図ることが今後の事業成長及び企業価値の向上に資するとの考えに至りました。その上で改めて一般市場への株式上場を図ることが中長期的な株主利益に寄与するものと考えております。

つきましては、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第143条第1項に基づき、上場廃止を申請することとしたく、ご承認をお願いするものであります。

第２号議案　定款一部変更の件（１）

１．提案の理由

当社の上場廃止申請に関連して、定款の一部変更を行いたく、ご承認をお願いするものであります。

なお、以下の定款変更は、本臨時株主総会において、第１号議案「TOKYO PRO Market における当社株式の上場廃止申請の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、2025 年８月６日付けでその効力が生じるものといたします。

（１）　監査役設置会社への移行

第１号議案「TOKYO PRO Market における当社株式の上場廃止申請の件」に記載のとおり、上場廃止の目的に鑑み、コーポレート・ガバナンス体制の適正化を図るべく、現行の監査等委員会設置会社から監査役設置会社へ移行したく、それに伴う監査等委員会及び会計監査人に関する規定の削除並びに監査役に関する規定の新設並びに取締役及び取締役会に関する規定の変更を行うものであります。

監査役に関する規定においては、監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議をもって監査役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨並びに監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨を定めております。

（２）　予備的な公告方法の変更

上場廃止に伴い、やむを得ない事由により電子公告することができない場合の公告方法に関する規定の変更を行うものであります。

（３）　株主総会資料の電子提供措置

上場廃止に伴い、株主総会資料の電子提供制度を採用することの必要性が失われるため、上場廃止の目的にも鑑み、電子提供措置等に関する規定の削除を行うものであります。

（４）　執行役員制度及び技術専門役員制度の廃止

執行役員制度及び技術専門役員制度は、現行の監査等委員会設置会社への移行時において、経営の監督と執行の分離を図るとともに、執行機能の強化及び特定の技術分野における人材の登用を目的として採用した制度でありますが、当初の目的及び趣旨に鑑み、監査役設置会社への移行に伴い、同制度を廃止し、執行役員及び技術専門役員に関する規定の削除を行うものであります。

（５）　剰余金の配当

監査等委員会設置会社及び会計監査人設置会社の廃止に伴い、剰余金の配当等に関する規定の変更を行うものであります。

（６）　その他、上記変更に伴う条数の変更及び定款全体の整備等、所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第１章　総　則	第１章　総　則
第１条～第３条（条文省略）	第１条～第３条【現行どおり】
第４条（機関） 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 （１）　取締役会 （２）　監査等委員会 （３）　会計監査人	第４条（機関） 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 （１）　取締役会 （２）　監査役 【削除】
第５条（公告方法） 当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。	第５条（公告方法） 当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載して行う。
第２章　株　式	第２章　株　式
第６条～第10条（条文省略）	第６条～第10条【現行どおり】
第３章　株主総会	第３章　株主総会
第11条～第13条（条文省略）	第11条～第13条【現行どおり】
第14条（電子提供措置等） 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2.　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。	【削除】
第15条～第17条（条文省略）	第14条～第16条【現行どおり】

現行定款	変更案
第4章　取締役及び取締役会	第4章　取締役及び取締役会
第18条（取締役の員数） 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、5名以内とする。 2. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。	第17条（取締役の員数） 当会社の取締役は、5名以内とする。 【削除】
第19条（取締役の選任の方法） 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任については、累積投票によらない。	第18条（取締役の選任の方法） 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 【現行どおり】 3. 【現行どおり】
第20条（取締役の任期） 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。	第19条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 【削除】 【削除】
【新設】	2. 任期の満了前に退任した取締役の補欠として又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の満了する時までとする。
第21条（代表取締役及び役付取締役） 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役	第20条（代表取締役及び役付取締役） 取締役会は、その決議によって取締役の中から代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって取締役の中から取締役社長1名を選定することができる。

現行定款	変更案
社長１名を選定することができる。また、必要に応じてCEO（Chief Executive Officer）の役位を付すことができる。 3. 取締役社長は、当会社を代表し、当会社の業務を執行する。	また、必要に応じて取締役にCEO（Chief Executive Officer）その他のチーフオフィサーの役位を付すことができる。 3. 【現行どおり】
第22条（条文省略）	第21条【現行どおり】
第23条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。	第22条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。
第24条～第25条（条文省略）	第23条～第24条【現行どおり】
第26条（重要な業務執行の決定の委任） 取締役会は、会社法第399条の13第６項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。	【削除】
第27条～第28条（条文省略）	第25条～第26条【現行どおり】
第29条（取締役の報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。	第27条（取締役の報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。
第30条（取締役との責任免除等） （条文省略）	第28条（取締役の責任免除等） 【現行どおり】
第５章　執行役員及び技術専門役員	【削除】
第31条（執行役員） 当会社は、取締役会の決議によって、執行役員を置くことができる。 2. 当会社は、取締役会の決議によって、取締役	【削除】

現行定款	変更案
（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）又は使用人の中から執行役員を選任し、当会社の業務を委嘱することができる。また、必要に応じて CEO（Chief Executive Officer）以外のチーフオフィサーの役位を付すことができる。 3. 執行役員に関する事項については、法令又は定款に定めのあるもののほか、取締役会において定める執行役員規程による。	
第 32 条（技術専門役員） 当会社は、取締役会の決議によって、技術専門役員を置くことができる。 2. 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）又は使用人の中から技術専門役員を選任し、当会社の特定の技術分野における業務を委嘱することができる。また、必要に応じて CEO（Chief Executive Officer）以外のチーフオフィサーの役位を付すことができる。 3. 技術専門役員に関する事項については、法令又は定款に定めのあるもののほか、取締役会において定める技術専門役員規程による。	【削除】
第 6 章　監査等委員会	【削除】
第 33 条（常勤の監査等委員） 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。	【削除】
第 34 条（監査等委員会の招集通知） 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。	【削除】
第 35 条（監査等委員会の決議の方法） 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。	【削除】

現行定款	変更案
第 36 条（監査等委員会の議事録） 監査等委員会の議事については、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名したうえで、監査等委員会の日から 10 年間当会社の本店に備え置くものとする。	【削除】
第 37 条（監査等委員会規程） 監査等委員会に関する事項については、法令又は定款に定めのあるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。	【削除】
第 7 章　会計監査人	【削除】
第 38 条（会計監査人の選任の方法） 会計監査人は、株主総会において選任する。	【削除】
第 39 条（会計監査人の任期） 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。	【削除】
第 40 条（会計監査人の報酬等） 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。	【削除】
第 41 条（会計監査人との責任限定契約） 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	【削除】
【新設】	第 5 章　監査役
【新設】	第 29 条（監査役の員数） 当会社の監査役は、2 名以内とする。

現行定款	変更案
【新設】	第 30 条（監査役の選任の方法） 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
【新設】	第 31 条（監査役の任期） 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
【新設】	第 32 条（監査役の報酬等） 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。
【新設】	第 33 条（監査役の責任免除等） 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 当会社は、会社法第427条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第 8 章　計　算	第 6 章　計　算
第 42 条（条文省略）	第 34 条【現行どおり】
第 43 条（剰余金の配当等の決定機関） 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる。	第 35 条（剰余金の配当） 当会社は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行うことができる。
第 44 条（剰余金の配当の基準日） 当会社の期末配当の基準日は、毎年 12月31日	【削除】

現行定款	変更案
とする。 2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年６月30日とする。 3. 前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。 第45条（条文省略）	 第36条【現行どおり】
【新設】	附　則 本定款の変更は、2025年７月４日開催予定の臨時株主総会に付議される「TOKYO PRO Market における当社株式の上場廃止申請の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、2025年８月６日にその効力を生じる。なお、本附則は効力発生後これを削除する。

第３号議案　定款一部変更の件（２）

１．提案の理由

上場廃止に伴い、株主名簿管理人を設置することの必要性が失われるため、株主名簿管理人を廃止する定款の一部変更を行いたく、ご承認をお願いするものであります。

なお、以下の定款変更は、本臨時株主総会において、第２号議案「定款一部変更の件（１）」が原案どおり承認可決されること及び株式会社アイ・アール ジャパンとの間の 2022 年４月 15 日付け株主名簿管理人委託事務契約書の終了を条件として、2025 年８月６日付けでその効力が生じるものといたします。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款 （第２号議案に係る定款変更の効力発生後）	変更案
第１条～第８条（条文省略）	第１条～第８条【現行どおり】
第９条（株主名簿管理人） 当会社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。	【削除】
第 10 条～第 36 条（条文省略）	第９条～第 35 条【現行どおり】
附　則	附　則
【新設】	第１条 現行定款第９条（株主名簿管理人）の変更は、2025 年７月４日開催予定の臨時株主総会に付議される「定款一部変更の件（１）」が原案どおり承認可決されること及び株式会社アイ・アール ジャパンとの間の 2022 年４月 15 日付け株主名簿管理人委託事務契約書の終了を条件として、2025 年８月６日にその効力を生じる。なお、本附則は効力発生後これを削除する。
本定款の変更は、2025 年７月４日開催予定の臨時株主総会に付議される「TOKYO PRO Market における当社株式の上場廃止申請の件」が原案どお	第２条 現行定款第９条を除く本定款の変更は、2025 年７月４日開催予定の臨時株主総会に付議される「TOKYO PRO Market における当社株式の上場

現行定款 （第２号議案に係る定款変更の効力発生後）	変更案
り承認可決されることを条件として、2025 年８月６日にその効力を生じる。なお、本附則は効力発生後これを削除する。	廃止申請の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、2025 年８月６日にその効力を生じる。なお、本附則は効力発生後これを削除する。

第４号議案　取締役４名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件（１）」が原案どおり承認可決されますと、監査役設置会社へ移行いたしますとともに、取締役全員が定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役４名の選任につき、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件（１）」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1 （再任）	瀧川（たきがわ）　淳（あつし） （1979年11月12日生）	2003年７月　Wisehyun Co., Ltd.（韓国）理事（日本事務所長） 2004年３月　当社設立　代表取締役社長 2020年８月　当社代表取締役社長 CEO（現任） （重要な兼職の状況） ハロームービー株式会社　代表取締役社長 AiryMedia株式会社　代表取締役社長 日本原価計算研究学会　常任理事 特定非営利活動法人メディア・アクセス・サポートセンター　理事	499,900株
2 （再任）	鈴木（すずき）　久晴（ひさはる） （1979年５月17日生）	2007年４月　九州大学大学院芸術工学研究科 COE 学術研究員 2008年４月　当社入社　研究開発事業部　事業部長 2013年６月　当社取締役（現任） 2020年７月　当社事業本部　本部長（現任） 2020年８月　当社執行役員 COO 兼 CTO 2022年９月　当社執行役員 COO（現任） （重要な兼職の状況） ハロームービー株式会社　取締役 AiryMedia株式会社　取締役 東京藝術大学　非常勤講師 音響芸術専門学校　非常勤講師	－株
3 （新任）	徳永（とくなが）　和則（かずのり） （1979年２月10日生）	1999年４月　株式会社マルチメディアシステムズ入社 2001年６月　株式会社インターコム入社 2006年９月　株式会社東京ウィンサポート入社 2009年12月　株式会社五右衛門入社 2012年１月　当社入社 2015年４月　当社研究開発事業部　主任 2020年７月　当社研究開発部　部長（現任） 2022年９月　当社執行役員 CTO（現任） （重要な兼職の状況） ハロームービー株式会社　取締役 AiryMedia株式会社　取締役	－株
4 （新任）	渡辺（わたなべ）　真次郎（しんじろう） （1972年４月４日生）	1996年９月　朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所 1997年２月　株式会社マネイジメント・システム研究所（現アクタスマネジメントサービス株式会社）入社 2000年10月　監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 2010年９月　株式会社山陰スポーツネットワーク（現株式会社バ	－株

		ンダイナムコ島根スサノオマジック）入社 2011年11月 株式会社リンクコーポレイトコミュニケーションズ入社 2012年10月 株式会社日本プロバスケットボールリーグ入社 2013年7月 オアシス株式会社入社 2014年6月 同社管理部長 2017年6月 同社取締役 2019年8月 当社入社 2020年7月 当社社長室　室長（現任） 2020年8月 当社執行役員 CFO（現任） （重要な兼職の状況） ハロームービー株式会社　監査役 AiryMedia 株式会社　監査役	

（注）1．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2．取締役候補者とした理由

① 瀧川淳氏は、当社の創業者であり、当社設立以来一貫して当社代表として当社の経営及び事業を牽引してまいりました。今後の当社の更なる成長と企業価値の向上のためには、引続き同氏が当社の経営及び事業を牽引することが必要不可欠であると判断したため、取締役として選任をお願いするものであります。

② 鈴木久晴氏は、当社入社以来、長年にわたり当社技術の研究開発を牽引するとともに、当社技術の事業化を推進してまいりました。今後の当社の更なる成長と企業価値の向上のためには、引続き同氏が当社技術の事業化の陣頭指揮を担うことが必要不可欠であると判断したため、取締役として選任をお願いするものであります。

③ 徳永和則氏は、当社入社以来、長年にわたり研究開発業務全般に携わるとともに、執行役員 CTO として当社技術及びソリューションの開発を牽引してまいりました。今後の当社の更なる成長と企業価値の向上のためには、引続き同氏が当社における研究開発活動の陣頭指揮を担うことが必要不可欠であると判断したため、取締役として選任をお願いするものであります。

④ 渡辺真次郎氏は、監査法人及び事業会社における豊富な経験から、財務及び会計並びに税務に関する十分な知見を有しております。当社入社以来、当社の TPM 上場の準備を統括するとともに、執行役員 CFO としてファイナンス全般及びコーポレート・ガバナンスの構築・運用等を牽引してまいりました。今後の当社の更なる成長と企業価値の向上のためには、同氏が当社におけるコーポレート業務全般の陣頭指揮を担うことが必要不可欠であると判断したため、取締役として選任をお願いするものであります。

第５号議案　監査役１名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件（１）」が原案どおり承認可決されますと、監査役設置会社へ移行いたします。つきましては、監査役１名の選任につき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件（１）」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1 （新任）	林（はやし）　功司（こうじ） （1973年９月３日生）	2001年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 2005年７月 公認会計士登録 2011年１月 税理士登録 2011年７月 林公認会計士事務所設立　代表（現任） 2018年８月 合同会社クロスアカウンティング設立　代表社員（現任） 2020年８月 当社取締役・監査等委員（現任） （重要な兼職の状況） 林公認会計士事務所　所長 合同会社クロスアカウンティング　代表社員	－株

（注）１．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．監査役候補者とした理由

林功司氏は、公認会計士及び税理士の資格を有するとともに、監査法人及び会計事務所における豊富な経験から、財務及び会計並びに税務に関する十分な知見を有しております。これらの専門性を通じて培われた知見と豊富な経験に基づき、当社監査等委員である社外取締役として取締役会によるモニタリング機能を中心としたコーポレート・ガバナンスの充実・強化に貢献してまいりました。これまでの実績を踏まえ、監査役として選任をお願いするものであります。

３．林功司氏は、現在、当社監査等委員である社外取締役でありますが、同氏の在任期間は本総会終結の時をもって４年11か月となります。

４．当社は、本議案が承認可決され、林功司氏が選任された場合、同氏との間で、会社法第427条第１項の規定及び当社定款の定めに基づき、会社法第423条第１項に定める損害賠償責任について、法令で定める額を限度とする契約を締結する予定であります。

第６号議案　取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件（１）」が原案どおり承認可決されますと、監査役設置会社へ移行いたします。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2020 年８月９日開催の臨時株主総会において、総額として年額 100 百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただき現在に至っておりますが、監査役設置会社への移行に伴いこれを廃止し、取締役の報酬等の額を、各取締役の役位、職責、当社の業績、一般的な報酬水準及び従業員給与等を総合的に勘案したうえで相当と考えられる金額として、総額として年額 100 百万円以内と定めること並びに各取締役に対して支給する具体的金額及び支給の時期等は取締役会に一任とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は２名でありますが、第２号議案「定款一部変更の件（１）」及び第４号議案「取締役４名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は４名となります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件（１）」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第７号議案　監査役の報酬等の額設定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件（１）」が原案どおり承認可決されますと、監査役設置会社へ移行いたします。つきましては、新たに監査役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮し、総額として年額10百万円以内と定めること並びに各監査役に対して支給する具体的な金額及び支給の時期等は監査役の協議に一任とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

現在、監査等委員は３名（うち社外監査等委員３名）でありますが、第２号議案「定款一部変更の件（１）」及び第５号議案「監査役１名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員は廃止され、監査役は１名となります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件（１）」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第８号議案　資本金の額及び資本準備金の額の減少の件

資本政策上の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第 447 条第１項及び会社法第 448 条第１項の規定に基づき、資本金の額及び資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えることにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本件は、発行済株式総数は変更せず、資本金の額及び資本準備金の額のみ減少いたしますので、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではありません。また、当社の純資産額にも変更ありませんので、１株当たり純資産額に変更が生じるものではありません。

資本金の額及び資本準備金の額の減少の内容

（１）　減少する資本金の額

資本金の額 336,800,000 円を 236,800,000 円減少し、同額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本金の額を 100,000,000 円といたします。

なお、当社が発行しているストック・オプション（新株予約権）が減資の効力発生日までに行使された場合、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動いたします。

（２）　減少する資本準備金の額

資本準備金の額 276,800,000 円の全額を減少し、同額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本準備金の額を０円といたします。

なお、当社が発行しているストック・オプション（新株予約権）が減資の効力発生日までに行使された場合、資本準備金の額及び減少後の資本準備金の額が変動いたします。

（３）　資本金の額及び資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2025 年７月４日（予定）

株主総会会場ご案内図

東京都中央区日本橋茅場町一丁目５番８号
東京証券会館　９階　第８会議室



交通のご案内

東京メトロ東西線･日比谷線　茅場町駅　８番出口直結
東京メトロ銀座線･東西線、都営浅草線　日本橋駅　Ｄ２出口　徒歩５分
JR 東京駅　八重洲北口　徒歩 10 分

駐車場のご用意はしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

以　上